

答申第 791 号

情公第 1591 号  
令和 6 年 7 月 22 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 5 年 4 月 28 日付けで諮問された特定市街地再開発事業費補助に係る文書一部非公開の件（諮問第 897 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人からの令和4年12月16日付け行政文書公開請求に対し、別表に掲げる行政文書を特定した上で、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年12月16日付けで、実施機関に対して、別表に掲げる行政文書について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和4年12月28日付けで条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長の上、令和5年2月13日付けで、本件請求に対して特定した行政文書に含まれる情報の一部が条例第5条第1号及び同条第2号に規定する情報に該当すること並びに本件請求に対応する行政文書の一部が不存在であることを理由に、条例第10条第3項の規定に基づく行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年3月20日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、特定地区の再開発事業を行った施行者から提出された「第11号様式（別紙）積算の内訳」（以下「本件係争文書」という。）を公開することを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 実施機関は、再開発事業に係る市街地再開発事業費補助につき、施行者から徴取又は収受した別表に掲げる文書の公開請求に対し、請求対象となる再開発が行われた地区を8地区特定したうえで、そのうちの特定地区については、「平成28年度消費税仕入控除税額報告書」、「特定収入がある場合の仕入控除税額計算表（消費税申告書添付資料）」、「税額計算の確認表（消費税申告書添付資料）」と共に、「（平成28年4月1日～平成28年9月30日）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書」、

「旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（付表1/第28-（4）号様式）」、「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表2-（2）/第28-（5）号様式）」、「消費税の還付申告に関する明細書（法人用）（第28-（9）号様式）」を公開請求の対象文書として公開する。しかしながら、実施機関は、特定地区市街地再開発組合より「平成28年度消費税仕入控除税額報告書」を徴取（但し、特定市の進達である。）した際に、当該消費税仕入控除税額報告書と共に、本件係争文書を徴取していることから、実施機関は審査請求人に対し、本件係争文書の公開義務を負うものである。

- (2) 別表に掲げる行政文書以外にも徴取等したものが存する場合にあっては、当該徴取したものも特定するよう、本件請求後の手続において口頭により補正した。
- (3) 実施機関は、本件請求後の令和5年1月27日に、公開請求対象文書の内容（情報）を特定市と共有し、以って、令和5年2月7日には、本件係争文書をA4で3枚の文書（但し、1枚目は従前同旨の「平成28年度消費税仕入控除税額報告書」である。）と差し替えた（ないし整理した）ものであり、仮に、当該差替え（整理）が本件請求以前に行われていたとしても、本件係争文書を行政文書として実施機関が保有していることはいうまでもなく、かつ、公開請求対象行政文書に該当することから、実施機関は審査請求人に対して本件係争文書を公開する義務を負うものなのである。
- (4) 県職員が、特定市職員との間において、審査請求人が行った情報公開請求の情報を共有することは固より、その開示対象行政文書を調整することは、不法行為を構成することから、ことさらに、非公開処分を固持する場合には、処分の取消しと共に、国家賠償法に基づく、慰謝料を請求することを付言する。

#### 4 実施機関（担当：県土整備局都市整備課）の説明要旨

- (1) 請求対象となった文書のうち、保管している行政文書を特定し、条例第5条第1号及び同条第2号に該当する部分を除き、一部公開決定を行った。  
このうち、請求対象文書である消費税仕入控除税額報告書（以下「報告

書」という。)は、県の都市再開発事業補助金等交付要綱(以下「要綱」という。)の規定により、消費税を補助対象経費とした場合、提出することが定められている。

要綱に定められた提出様式には、別紙として積算の内訳を添付するよう注意書きがされている。この別紙については、特に様式の定めはなく、任意の書式で提出されている。

本件係争文書は、特定地区の報告書の別紙として添付されていた、県による修正指示を受ける前の文書を指していると考えられる。当該文書は、報告書を受領後、組合の特定収入割合が5%超だと分かる資料になっていなかったため、県から報告書の別紙として「特定収入がある場合の仕入控除税額計算表」を添付するよう指示を行った結果、本件係争文書は、不要となった。

- (2) 今回の行政文書公開請求の内容に関して、審査請求人とは、口頭で「請求対象は、県が報告書を収受している地区すべてであること」及び「報告書に別紙が添付されている場合は、その別紙についても公開すること」について確認した。その上で、特定地区の報告書については、修正後の正式文書として保存されていた文書を請求対象文書として特定し、開示した。
- (3) 本件係争文書は、県での受領後の修正過程で不要になったものであるが、修正記録として参考に残していたので、改めて追加開示することは可能である。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 行政文書の特定の妥当性について

審査請求人は、実施機関は特定市を通じて特定地区市街地再開発組合から提出された本件係争文書を受領している以上、本件係争文書は本件請求の対象文書に該当するため、実施機関には対象文書の特定漏れがあった旨主張している。

これに対し実施機関は、次のとおり主張している。すなわち、①特定地区市街地再開発組合から提出された本件係争文書は、記載内容として不十分な点が認められたことから、当該組合に対し修正を指示した、②本件係

争文書を、当該組合から改めて提出された「特定収入がある場合の仕入控除税額計算表」及び「税額計算の確認表」（以下「差替え後文書」という。）に差し替えた上で、差替え後文書を正式書類として保管し、本件係争文書は修正の記録として保管を続けた、③本件請求に対し、正式書類として保管していた差替え後文書を対象文書として特定し、不要となった本件係争文書は対象文書として特定しなかった、との主張をしている。

そこで、本件処分における行政文書の特定の妥当性について検討すると、条例第9条第1項は「公開請求をしようとするものは、当該公開請求に係る行政文書を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を提出しなければならない。」と規定し、同項の定める「次に掲げる事項」の1つとして、同項第2号は「公開請求に係る行政文書の内容」を掲げている。このように条例は、行政文書公開請求の請求内容については、請求書という書面によって明らかにすることを請求者に求めている以上、請求者が求める行政文書についても、請求書の「公開請求に係る行政文書の内容」欄の記載により特定すべきものと解される。

これを本件についてみると、本件請求に係る行政文書公開請求書の「公開請求に係る行政文書の内容」欄には、「再開発事業に係る市街地再開発事業費補助につき、施行者から徴取又は收受する 1. 消費税仕入控除税額報告書（以下略）」と記載されているにとどまっており、施行者から徴取又は收受した一切の文書を請求するものであることが明確に記載されているとは言い難い。そのため、実施機関がかかる記載から、正式な資料として保管していた差替え後文書のみならず、その記載内容が不十分であることを理由に修正を指示した差替え前の文書である本件係争文書まで求める趣旨であると解するのは困難といわざるを得ない。

よって、実施機関が本件処分において、本件係争文書を請求対象文書として特定しなかったことは妥当である。

## (2) その他

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 6 附言

### (1) 理由の付記について

当審査会が本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書を確認したところ、公開することができない理由として、「神奈川県情報公開条例第5条第1号該当、同第2号」と記載されているが、その内容については、条例の文言が引用されているにすぎず、各号に該当すると判断した具体的な理由が示されているとは認め難いものとなっている。

条例第10条第3項は、「(略) 公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき(略)は、その理由を併せて通知しなければならない。

(略)」と規定している。その趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えることにある。かかる趣旨を踏まえれば、単に非公開の根拠規定を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって請求者が条例所定の非公開理由のどれに該当するのかとその根拠を当然に知り得るような場合は別として、条例第10条第3項の求める理由付記としては不十分なものと解すべきである（「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」）。

そのため、今後、実施機関が行政文書公開請求に対して非公開決定を行うにあたっては、条例第10条第3項の上記趣旨を達するに足りる非公開理由を付記するようここに附言する。

### (2) 請求対象行政文書の範囲の適切な確認について

本審査請求は、審査請求人が求める行政文書の範囲について、審査請求人と実施機関との間に認識の相違が生じていたことに起因するものと思料される。

今後、実施機関が行政文書公開請求を受けるにあたっては、行政文書公開請求者に対し、当該請求者が求める行政文書の範囲を適切に確認するようここに附言する。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

公開請求に係る行政文書の内容
再開発事業に係る市街地再開発事業費補助につき、施行者から徴取又は収受する
1. 消費税仕入控除税額報告書
2. 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書
3. 付表1 旧・新税率別、消費税計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
4. 付表2 - (2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
5. 消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年4月28日 (収受)	○ 諮問
令和6年5月30日 (第244回部会)	○ 審議
令和6年6月20日 (第245回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
小 沢 奈 々	横浜国立大学教育学部准教授	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(令和6年7月22日現在) (五十音順)